

EPOとCNIPAとの間のPCTに関する試行が2020年12月1日に開始

2020年10月21日
JETRO デュッセルドルフ事務所

欧州特許庁（EPO）は、2020年10月20日、EPOと中国国家知識産権局（CNIPA）との間の2年間の試行により、中国の国民及び居住者が、特許協力条約（PCT）に基づく英語での出願についてEPOを国際調査機関（ISA）として選択することができるようになる旨、ニュースリリースにて公表した。本ニュースリリースには、以下の内容が含まれている。

12月1日に開始する当該試行は、受理官庁としてのCNIPA又は世界知的所有機関（WIPO）国際事務局（IB）に出願する出願人が利用でき、最初の12か月で2,500件及び次の12か月で3,000件の出願に制限される。

移行段階では、受理官庁としてのCNIPAに国際出願をして、ISAとしてEPOを選択する出願人は、国際調査手数料を直接EPOにユーロ（EUR）で支払う必要があるが、将来的に、当該試行に参加する出願人は、出願時に人民元（CNY）でCNIPAにこの手数料を支払うことができるようになる予定である。

中国の国民又は居住者であって、ISAとしてのEPOによって国際調査が行われたPCT出願の出願人は、EPOに国際予備審査の請求を行うこともできるようになる。当該出願人は、PCT第二章に従って、直接EPOに対応する手数料を支払わなければならない。

EPOは、国際調査報告（ISRs）及び見解書（WO/ISAs）を作成し、それにより、出願人に、発明の特許性の明確な評価を提供するとともに、PCTに基づく各国内／地域段階（特に欧州段階）に移行するかどうかについてタイムリーで十分な情報に基づいた決定を行うための確固たる基盤を提供する。さらに、EPOによるISR及びWO/ISAにより、審査の迅速化を望む中国の出願人は、早期に欧州段階に移行し、早期審査を請求し、そして、補充欧州調査なしで審査を受けることができる。

当該試行の詳細については、よくある質問を参照されたい。

— EPOのニュースリリース等は、以下参照 —
(ニュースリリース)

[Joint communiqué - EPO-CNIPA pilot starts on 01 December, 2020](#)

(よくある質問)

FAQ

- － EPO と CNIPA との間の PCT に関する協力についての欧州知的財産ニュースは、以下参照 ー
[欧州特許庁と中国国家知識産権局が特許協力条約に関する協力を合意\(2019年11月14日\)](#)
[\(PDF\)](#)

(以上)